

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） コージェネレーション及びこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管に係る取得価額</p> <p>・特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する。</p>		
関係条文	地方税法第349条の2、同法附則第15条第33項、同法施行規則附則第6条第59項		
減収見込額	<p>[初年度] — ( ▲74 ) [平年度] — ( ▲163 )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 自立的かつ制御可能な分散型エネルギーであるコージェネレーションシステムの普及拡大を通じて、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る（エネルギーの安定供給）。また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること（エネルギーの高度利用）により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する（環境への適合）。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画に位置づけられたエネルギー政策の基本的視点である、安全性を前提とした、エネルギー安定共有の確保、経済効率性の向上、環境への適合、いわゆる3E+Sの実現の観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きく、平成27年7月の長期エネルギー需給見通しにおいて、「分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーションの導入促進を図る」とされている。</p> <p>また、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画においても、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進として、「コージェネレーション設備など幅広い業種で使用されている主要なエネルギー消費機器について、エネルギー効率の高い設備・機器の導入を促進する」とされている。</p> <p>加えて、次期エネルギー基本計画に関する議論を進めている基本政策分科会において、「熱の低炭素化」に向けた検討が行われているが、その重要な方策の一つとしてコージェネレーションの活用が期待されている。</p> <p>さらに、「総務省地域の元気創造本部」が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している地域経済好循環推進プロジェクトの取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」においても、コージェネレーションに対する期待は大きい。</p> <p>このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さら地域活性化による成長戦略にも貢献できる、多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	6 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり
	政策の達成目標	エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において、一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けとして「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど（中略）産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要があるとされ、また、二次エネルギー構造としても熱利用として「コージェネレーションの導入拡大を図っていくことが必要」とされている。 なお、2030年までに「分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーション（1,190億kWh程度）の導入促進を図る。」（長期エネルギー需給見通し（平成27年7月経済産業省決定））とされている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期間：平成31年4月1日～平成33年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	本措置適用コージェネレーションの導入見込（発電出力、ストック） 平成31年度 1,113万kW      平成32年度 1,134万kW
	政策目標の達成状況	コージェネレーション導入量の推移（発電出力、ストック） 平成25年度 1,003万kW      平成28年度 1,050万kW 平成26年度 1,020万kW      平成29年度 1,060万kW 平成27年度 1,034万kW      平成30年度 1,085万kW（見込）
有効性	要望の措置の適用見込み	平成31年度 24.7万kW 平成32年度 24.7万kW ※数値の根拠は以下の通り。 2020年度における導入目標量からの想定 (1,134万kW-1,060万kW) / 3 ≒ 24.7万kW
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○中小企業経営強化税制（～平成31年3月31日） 中小企業を対象として、認定を受けた経営力向上計画に基づく設備の新規取得に対し支援を行う。コージェネレーションも対象設備の一つ。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（平成30年度予算600.4億円） エネルギー消費効率の改善を促し、省エネを推進するため、工場・事業場等における省エネ設備の入替支援を行う。コージェネレーションも対象設備の一つ。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	コージェネレーション導入拡大を進めるためには、インシヤルコストとランニングコストの軽減が必要。上記の予算措置は設備取得時のコスト（インシヤルコスト）の軽減を図る措置である一方、本措置は、設備取得後の運転初期段階におけるランニングコストの軽減を図ることができ、双方の措置を併用することで、コージェネレーションの導入を一層促進させることができる。
	要望の措置の妥当性	コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較（投資回収年数）を行うことになる。設備導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。

税負担軽減措置等の 適用実績	適用数は以下のとおり。 (25年度) 35件      (26年度) 53件      (27年度) 85件      (28年度) 59件      (29年度) 25件
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	(記載なし)
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	コージェネレーションの導入見込(発電出力、フロー) 平成31年度 24.7万kW      平成32年度 24.7万kW
前回要望時の 達成目標	平成29年度は、導入目標に満たなかったものの、今年度は本税制を活用することによるメリ ットの周知等を徹底することで、導入向上を目指す。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度 創設</li> <li>・平成27年度 延長</li> <li>・平成29年度 延長(ただし、10kW以上に適用とする、閾値を設定)</li> </ul>
ページ	6 — 3